

浄土真宗本願寺派 長生寺仏教壮年会会則

(名称)

第1条 長生寺仏教壮年会とし、事務所を横浜市金沢区二丁目8番2号、長生寺に置く。

(目的)

第2条 親鸞聖人のみ教えを仰ぎ、信心を通じて壮年の社会性を確立し、会員相互の親睦を図り、門徒としての自覚を深め、み教えを広めることを目的とする。

(組織)

第3条 長生寺門信徒および前条の目的に賛同する壮年をもって構成し、教区の仏教壮年会連盟および鎌倉組仏教壮年会連盟に加盟登録する。

(事業)

第4条 目的推進のため次の事業を行うものとする。なお、事業を行うときは、住職の承認を得なければならない。

1. 会員の聞法および研修。
2. 長生寺および宗門、教区、組の行う事業への参加。
3. その他必要な事柄。

(役員)

第5条 次の役員を置く。

1. 1) 会長 1名
2) 副会長 1名
3) 会計 1名
4) 書記 1名
5) 常任委員 若干名
2. 常任委員は、総会において選出された者をもって当てる。
3. 常任委員の内より、次の役員を選出し住職が任免する。
 - 1) 会長は、この会を代表して総理する。
 - 2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
 - 3) 会計は、この会の会計を担当する。
 - 4) 書記は、会議の記録を担当する。
4. 役員任期は3年とする。但し、再任は2期までとする。補欠による任期は残任期間とする。
5. 特別役員として、会計監査を置く。選出は会長に一任する。

(顧問)

第6条 顧問を置き、この会の運営に関する重要な事柄について、会長の諮問に応ずる。ただし、当会の顧問は長生寺総代会会長経験者をもってこれに当てる。

(会議)

第7条 次の会議を置き、会長がこれを召集する。各会議の議長は会長が行う。

1. 1) 総会
2) 常任委員会
3) その他必要な会議
2. 総会は毎年1回開催し次の事項を審議し出席者の過半数をもって議決する。
 - 1) 事業に関すること
 - 2) 予算、決算に関すること
 - 3) 常任委員、その他役員に関すること
 - 4) その他必要事項
3. 常任委員会は必要に応じて開催し、次の事項を審議決定して、総会の承認を求めなければならない。
 - 1) 総会に諮るべきこと
 - 2) 臨時、緊急の場合の対応
 - 3) その他必要な事項

(会計)

第8条 会計は常任委員会が提案し、総会で決定する。

1. この会の会費は、1年間を基準とする
2. この会費の使用目的は次のとおりとする
 - 1) 事務、通信費
 - 2) 研修会費
 - 3) 会議費
 - 4) その他必要なこと
3. 会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日をもって終わるものとする
4. 事業の実施に当たっての必要経費は、本人、仏教壮年会、寺院の3者にて分担することを可とする

(会則の変更)

第9条 この会則を変更するとき、会員の過半数が出席した総会において、過半数の同意を得ねばならない。

(付則)

1. この会則は、平成18年9月1日より施行する。但し、平成18年4月1日に遡って適用する。